

# 富良野市移住支援金 申請要件 簡易確認フロー

スタート!

現在、東京23区内に住んでいる（住民票がある）

YES 

NO 

東京圏  
（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（条件不利地域※）以外の市町村）  
に在住し、東京23区内へ通勤をしている。

住民票を移す直前の過去10年間のうち、通算5年以上、  
住民票を移す直前に、連続して1年以上、  
東京23区以内に在住または通勤している

移住支援金

対象外  
です

次のいずれかの要件に該当する

【就職先は、北海道マッチングサイトに求人掲載している企業】

また以下の全てに該当する

- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職している。（予定含む）
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトに該当求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である。
- 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

【移住に伴い『 起業 』する】

1年以内に地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定を受けている

【移住して『 テレワーク 』を行う】

また、以下の全てに該当する。

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

移住支援金の支給対象の可能性がります

※まだ確定ではありません！

市ホームページをご確認のうえ担当者に詳しくご相談ください。



※条件不利地域に指定されている市町村

- ▶東京都 : 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ▶埼玉県 : 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ▶千葉県 : 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ▶神奈川県 : 山北町、真鶴町、清川村